

六 労働組合法獲得運動に関する件

【理・由】

政府は第五十議案に多少避岐のありと云はれし、社会局原案を修正改悪し今、現在の労働組合法案を提出した。めんとする労働組合法案を提出した。然るに第五十一議案に於ては議案附会期に切迫のため遂に官議をせず政府当局は第五十二議案に於て提出すべきことを意図した。然るに資本家各團體はこの修正改悪を非難し、政府原案を認めざるを以て、労働組合法案を資本家の常願團體に認めんと運動し、ある。従つて吾々の労働組合法案は政府案の修正されたる後、その反対運動を起すべし。これが運動上有効であり、一般労働大衆への宣傳に際して労働団体間の信頼を築く所以なりと信ずる。故に本中央委員会は労働組合法獲得の大衆運動を左の如く法によつて起すことを決議し左の指令を發する。

一 獲得すべき組合法の目標（スローガン）

組合法に對する採擷の要求は労働組合法の組織と活動の完全なる自由を確保することである、この要求を第五十一議案に於て政府が提出せざる可き労働組合法案に就て具體的に示すならは次の如き案の採擷である。